

務	00	01	5年
(令和13年3月末まで保存)			

警 務 第 2 5 0 号

令 和 7 年 1 0 月 9 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

犯罪被害者等支援のための多機関ワンストップサービスの開始に伴う県警察の対応について

犯罪被害者等施策については、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）を受けて、警察庁において開催した「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめ（以下「取りまとめ」という。）を踏まえ、犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスの実現に向け、必要な施策を実施することとされたところ、今般、知事部局において、別添1のとおり、「青森県犯罪被害者等に対する連携支援実施要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、本県における犯罪被害者等支援のための多機関ワンストップサービスが令和7年10月1日から開始されたところである。

本県における多機関ワンストップサービスの概要及び本県警察において取り組むべき事項については、下記のとおりであるので、これを踏まえ、関係機関・団体と一層連携した犯罪被害者等支援に努められたい。

記

1 多機関ワンストップサービスの概要

(1) 犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割

犯罪被害者等施策は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるよう講ぜられる必要がある。

取りまとめにおいて、犯罪被害者等支援の現場である地方においては、都道府県及び市区町村、都道府県警察、民間被害者支援団体等の様々な機関・団体が活動しているところ、基本理念を踏まえ、これらの機関・団体が連携して対応するため、それぞれに期待される役割が整理された。

特に、都道府県には、広域自治体として、域内の犯罪被害者等施策を総合的に推進し、市区町村や民間被害者支援団体に対する支援を行うとともに、多機関ワンストップサービスの中核的役割を担うこと、また、基礎自治体である市区町村

には、様々な生活を支援する各種制度・サービスの実施主体として犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供するとともに、関係機関・団体と連携し、域内の犯罪被害者等施策を推進することなどが期待されている。

一方、都道府県警察には、犯罪被害者等からの相談を第一次的に受けることが多い機関として、所管業務にとらわれず、犯罪被害者等のニーズを把握するとともに、そのニーズに応じて、関係機関・団体に対して情報提供や橋渡しを行うほか、事件の当事者である犯罪被害者等が刑事手続に関与する際の負担が大きいことに配慮した警察活動を行うこと、多機関ワンストップサービスに参画し、関係機関・団体と連携して、犯罪被害発生後速やかに実施しなければならない支援（被害直後の初期支援、相談対応、安全確保、心理的ケア等）を提供することなどが期待されている。

(2) 多機関ワンストップサービスの目的

犯罪被害者等支援においては、犯罪被害者等がいずれかの機関・団体に相談や問合せをすれば、その後は必要な支援が関係機関・団体によって一元的に途切れなく提供されることが重要であり、多機関ワンストップサービスの目的は、犯罪被害者等のニーズに応じ、複数の関係機関・団体が持つ、利用できる全ての制度・サービスを包括して漏れなく届け、かつ、犯罪被害者等が制度・サービスを利用する際の負担軽減に資することである。

(3) 本県における多機関ワンストップサービスの仕組み

犯罪被害者等支援においては、県警察や民間被害者支援団体による支援だけでは十分ではなく、被害直後の生活急変や刑事裁判等の終了後も含めた中長期にわたる生活再建を支援するという観点から、県や市町村が提供する生活を支援する各種制度・サービスにも、犯罪被害者等のニーズを踏まえ、漏れののないようにつないでいくことが求められており、本県における多機関ワンストップサービスは別添2のとおり

- ① 県が中核となり、県から委託を受け、公益社団法人あおもり被害者支援センター（以下「被害者支援センター」という。）に配置された犯罪被害者等支援コーディネーター（以下「支援コーディネーター」という。）が支援全体のハンドリング（調整）を行う。
- ② 犯罪被害者等からの相談・問合せを受けた県、市町村、県警察、被害者支援センター等の相談受理機関等は、本人の同意を得て、支援コーディネーターに情報を集約する。
- ③ 支援コーディネーターは、犯罪被害者等と面談してそのニーズを把握し、支援計画等の立案等を行う。
- ④ 必要に応じて、県が支援に関係する機関等による「青森県犯罪被害者等支援調整会議」を開催し、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供する機関・団体が情報を共有し、支援内容をパッケージで検討・決定する。
- ⑤ 支援に関係する機関・団体が、支援計画に基づき支援を提供する。

という仕組みとすることで、複数の機関・団体による複数の制度・サービスを提供する必要が見込まれる場合の支援を行うものである。

2 県警察における取組

(1) 犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割を踏まえた連携

上記1(1)を踏まえ、職員一人ひとりが警察に期待される役割を積極的に果たしつつ、地方公共団体をはじめとする関係機関・団体とそれぞれの役割について、相互に認識を共有し、連携して対応すること。

(2) 被害者支援連絡協議会等を活用した関係機関・団体との連携

個別事案において犯罪被害者等へ適切な支援を提供するには、日頃から、支援に携わる関係機関・団体が各層において、顔の見える関係を作り、基本認識等を共有し、相互理解を深めておくことが肝要であるため、「青森県被害者支援連絡協議会及び被害者支援地区ネットワークの設置並びに活性化について」（令和7年3月11日付け警務第393号）を踏まえ、関係機関・団体と連携し、引き続きその活性化を図ること。

(3) 犯罪被害者等からのニーズの把握

犯罪被害者等が何を望んでいるか、犯罪被害者等に何が必要かを常に念頭に置き、犯罪被害者等のニーズの把握に努めること。

なお、犯罪被害者等のニーズに即した適切な支援を行うため、要綱に定める対象犯罪行為に該当し、かつ、県警察以外の複数の関係機関・団体による支援が必要と認めた場合は、その状況を「被害者支援に係るサポートカードの作成及び保管管理要領の制定について」（令和5年10月19日付け警務第242号。）に定めるサポートカードに記載の上、遅滞なく警察本部警務課長へ報告すること。

(4) 支援コーディネーター等への情報提供

警察本部警務課長は、警察署等からの報告により、多機関ワンストップサービスの提供が必要と認め、かつ、犯罪被害者等が同サービスの提供を希望する場合は、要綱に定める「相談受理票（兼情報提供票）」（第1号様式）（以下「相談受理票」という。）を作成するとともに、支援コーディネーター等に対して個人情報を提供することについて、犯罪被害者等から「個人情報提供同意書」（第2号様式）（以下「同意書」という。）により同意を得て、その写しを支援コーディネーター等へ交付することで情報提供を行うこと。

なお、情報提供票及び同意書は、多機関ワンストップサービスの提供終結日が属する年度の末日から5年間（この期間が経過する前に多機関ワンストップサービスの提供が再開された場合は、再開後の多機関ワンストップサービスの提供終結日が属する年度の末日から5年間）保存するものとする。

併せて、犯罪被害者等に充実した支援を提供するためには、必要な機関・団体間で迅速に情報提供を図る必要がある一方で、犯罪被害者等に関する情報は、個人情報保護法において「要配慮個人情報」（犯罪により害を被った事実）であることを踏まえ、要綱の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(5) 青森県犯罪被害者等支援調整会議への積極的な参画

個別の事案において、支援コーディネーターが、青森県犯罪被害者等支援調整会議の開催が必要と判断し、招集の要請があった際は、警察本部警務課犯罪被害者支援室に加え、個別の事案への対応を進める上で必要と判断される所属が招集

されることがあるため、警察本部警務課犯罪被害者支援室と連携の上、参画すること。

(6) 犯罪被害者等に対する情報提供の強化

警察本部警務課長は、犯罪被害者等が自身の状況や問題に応じた相談先や利用可能な支援に関する情報等に速やかにアクセスできるよう、警察庁ポータルサイトを活用するなどし、犯罪被害者等に対する情報提供の強化に努めること。

担当：警務課犯罪被害者支援室

※ 別添1様式一部省略

青森県犯罪被害者等に対する連携支援実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、青森県犯罪被害者等支援条例（令和元年 12 月条例第 25 号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、犯罪被害者等が直面している諸問題を解決するために必要な支援を、青森県（以下「県」という。）、青森県警察及び公益社団法人あおもり被害者支援センター（以下「支援センター」という。）の三者（以下「三者」という。）、県内の市町村並びにその他の犯罪被害者等支援に係る機関・団体等（以下「支援関係機関等」という。）が連携して途切れることのないよう実施するに当たり必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この要綱において「多機関ワンストップサービス」とは、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れなく受けることができるようにするため、三者、県内の市町村及び支援関係機関等（以下「相談機関等」という。）が連携して行う犯罪被害者等支援をいう。

3 この要綱において「対象犯罪行為」とは、次に掲げる行為（未遂罪の規定があるものは未遂を含む。）をいう。

一 刑法（明治 40 年法律第 45 号）に定めのある次に掲げる罪に当たる行為

ア 殺人

イ 強盗致死傷

ウ 逮捕及び監禁

エ 逮捕等致死傷

オ 略取及び誘拐

カ 人身売買

キ 傷害致死

ク 傷害

ケ 性犯罪（刑法に規定する身体に対する侵害を内容とするものに限る。）

二 「被害者連絡実施要領の改正について」（令和 5 年 7 月 10 日付警察庁丙刑企発第 19 号ほか）の別添「被害者連絡実施要領」第 2 の 3 に定める重大な交通事故事件

三 前 2 号に準じる行為で、その犯罪被害者等に対して多機関ワンストップサービスの提供が必要と認められるもの

4 この要綱において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条に定めるものをいう。

（支援対象者）

第3条 多機関ワンストップサービスにおける支援対象者（以下「支援対象者」という。）は、次のいずれにも該当する対象犯罪行為による犯罪被害者等とする。

一 多機関ワンストップサービスの提供を希望し、第 7 条に定める支援コーディネーターが支援対象とすることが適当と判断した犯罪被害者等

二 次のいずれにも該当しない者。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

ア 暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者

イ その他の事情から判断して支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる者

（青森県犯罪被害者等支援調整会議の設置）

第4条 支援対象者に対し、多機関ワンストップサービスの効果的な提供を行うために、青森県犯罪被害者等支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）を設置する。

（支援調整会議の所掌事務）

第5条 支援調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

一 支援対象者に対する支援内容の検討並びに支援計画案の確認及び決定

二 支援計画の検証及び見直し

三 前各号のほか、多機関ワンストップサービスの効果的な提供に関し必要な事項

（支援調整会議の構成）

第6条 支援調整会議は、次の各号に掲げる機関等に属する者をもって構成する。

一 県交通・地域社会部地域生活文化課

二 青森県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室

三 支援センター

四 個別の事案への対応を進める上で必要となる市町村

2 個別の事案への対応を進める上で必要と判断された場合には、支援関係機関等に対し参加及び意見を求めることができるものとする。

（支援コーディネーター）

第7条 多機関ワンストップサービスの提供に関する事務を円滑に行うため、犯罪被害者等支援コーディネーター（以下「支援コーディネーター」という。）を置く。

2 支援コーディネーターは、次に掲げる業務を行う。

一 第9条に定める相談者との面談によるアセスメントの実施

二 支援調整会議の開催の必要性の判断

三 支援対象者に対する支援内容の検討並びに支援計画の立案及び決定

四 支援計画に基づく具体的な支援サービスの提供に向けた関係機関との調整

五 犯罪被害者等への説明

六 支援対象者への支援の提供及び支援の進捗状況の確認

七 支援対象者に対する支援提供後の面談等

八 支援計画の検証及び見直し

九 犯罪被害者等支援に関する市町村担当者への助言等

十 その他この要綱に定める業務

3 支援コーディネーターは、支援センターにおいて業務を行う。

(支援調整会議の開催)

第8条 支援調整会議は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 第9条第5項(第13条において準用する場合を含む。)、第11条第2項又は第12条第1項の規定により支援コーディネーターから招集の要請があったとき。
 - 二 三者のいずれかが、事案の緊急性に応じて必要と判断したとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、支援調整会議が3か月以上未開催となっている場合には、次の内容について、三者による情報及び意見の交換を行う。
- 一 支援コーディネーターに情報提供する事案の有無についての検証に関すること。
 - 二 犯罪被害者等支援制度全般にわたる情報交換に関すること。
 - 三 それぞれが実施する相談・支援の実施状況及び主な事例の概要等に関する情報の交換に関すること。
 - 四 犯罪被害者等支援の理解促進等のための広報啓発の充実に向けた意見の交換に関すること。
 - 五 その他必要と認める事項に関すること。
- 3 支援調整会議は、県が文書により招集する。ただし、緊急の必要性があるときは、この限りでない。
- 4 支援調整会議の議長は、支援コーディネーターが務める。
- 5 支援コーディネーターは、支援調整会議の内容について議事概要を作成する。
- 6 支援調整会議の開催、会議資料及び議事概要は、非公開とする。

(多機関ワンストップサービスの提供希望の相談受付)

- 第9条 相談機関等が対象犯罪行為による犯罪被害者等から相談を受けた場合において、当該相談者が多機関ワンストップサービスの提供を希望したときは、相談を受けた相談機関等は、「相談受理票(兼情報提供票)」(第1号様式)(以下「相談受理票」という。)を作成する。
- 2 前項の相談機関等は、支援コーディネーターに個人情報を提供することについて多機関ワンストップサービスの提供を希望した相談者(以下「相談者」という。)から同意を得て「個人情報提供同意書」(第2号様式)を徴するとともに、その写し及び相談受理票の写しを速やかに支援コーディネーターに交付し、聴取した内容を引き継ぐものとする。
- 3 支援コーディネーターは、相談者と面談し、「アセスメントシート」(第3号様式)によりニーズを把握するとともに、必要事項を相談受理票に補記するものとする。
- 4 支援コーディネーターは、前項の面談の内容を踏まえ、支援計画を立案し、「支援計画書」(第4号様式)を作成する。
- 5 支援コーディネーターは、被害の種類・程度並びに犯罪被害者等の置かれた状況及びニーズを総合的に勘案し、多機関ワンストップサービスの提供を行うことが適当で、支援調整会議に諮る必要があると判断したときは、県に支援調整会議の招集を要請するとともに、支援調整会議に個人情報を提供することについて相談者から同意を得て「犯罪被害者等支援調整会議開催申出書兼個人情報提供同意書」(第5号様式)(以下「同意書」という。)を徴するものとする。

(多機関ワンストップサービスの提供決定)

第10条 支援調整会議は、相談受理票及びアセスメントシートをもとに支援内容を検討し、支援計画の内容を確認の上、多機関ワンストップサービスの提供について決定する。

- 2 支援コーディネーターは、多機関ワンストップサービスの提供について、提供すると決定したときは支援対象者に対し、速やかに支援計画を交付の上、必要な事項を通知し、提供しないと決定したときは相談者に対し、速やかに必要な事項を通知する。

（支援計画の検証）

第 11 条 支援コーディネーターは、多機関ワンストップサービスの提供開始から 1 年間は、月 1 回以上支援計画の進捗状況を確認し、2 か月に 1 回程度は支援対象者に面談又は電話連絡を実施するものとする。

- 2 支援コーディネーターは、多機関ワンストップサービスの提供後 3 か月経過後に、前項の面談等の結果、支援計画の検証及び再調整・協議を行うことが適当で、支援調整会議に諮る必要があると判断したときは、県に支援調整会議の招集を要請するとともに、支援調整会議に個人情報を提供することについて、必要に応じて追加で支援対象者から同意を得て、同意書を徴するものとする。

- 3 支援コーディネーターは、支援計画の検証結果について「支援計画検証シート」（第 6 号様式）を作成するとともに、支援計画の見直しを行った場合は、支援対象者に対し、速やかに見直し後の支援計画を交付の上、必要な事項を通知する。

（多機関ワンストップサービスの提供終結）

第 12 条 支援コーディネーターは、支援対象者の要望・置かれた状況、支援の進捗等を総合的に勘案し、多機関ワンストップサービスの提供を終結することが適当で、支援調整会議に諮る必要があると判断したときは、県に支援調整会議の招集を要請する。

- 2 支援コーディネーターは、多機関ワンストップサービスの提供終結が決まった場合は、支援対象者に対し、速やかに終結の決定及び再度面談が可能であること等を伝えとともに、多機関ワンストップサービス提供中の関係機関・団体等に対して、改めて、多機関ワンストップサービスの提供終結後も必要な支援を提供するよう依頼するものとする。

（多機関ワンストップサービスの提供再開）

第 13 条 前 4 条の規定は、多機関ワンストップサービスの提供終結後に、支援対象者であった者から再度相談があった場合に準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「「相談受理票（兼情報提供票）」（第 1 号様式）（以下「相談受理票」という。）」とあるのは「「継続記録票」（第 1 号様式の 2）」と、第 9 条第 2 項及び第 3 項並びに第 10 条第 1 項中「相談受理票」とあるのは「継続記録票」と読み替えるものとする。

（支援調整会議の庶務）

第 14 条 県交通・地域社会部地域生活文化課は、支援調整会議の庶務を掌る。

（個人情報の保護）

第 15 条 相談機関等における多機関ワンストップサービスに関する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他の法令の規定によるほか、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(書類の保存期間)

第 16 条 この要綱による事務に係る書類の保存期間は、多機関ワンストップサービスの提供終結日が属する年度の翌年度の 4 月 1 日から 5 年間（この期間が経過する前に、第 13 条の規定により多機関ワンストップサービスの提供を再開した場合は、再開後の多機関ワンストップサービスの提供終結日が属する年度の翌年度の 4 月 1 日から 5 年間）とする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、多機関ワンストップサービスの提供に関し疑義が生じたときは、三者において協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 個人情報の保護の重要性を認識し、この要綱による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 この要綱による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了した後においても、同様とする。

(適正な取得)

第3 この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない、偽りその他不正の手段によつてはならない。

(安全管理)

第4 この要綱による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を、次のとおり定める。

一 個人情報を含む書類等の取扱いは、次のとおりとする。

ア 不要な複製、持出し及びデータ化は行わないこととする。やむを得ず複製、持出し又はデータ化する場合も、FAXの使用は禁止とし、管理を徹底することとする。

イ データで受渡しをする際は、あらかじめメーリングリストを作成する等により誤送信を防止する措置を講ずるとともに、パスワードを設定する等により関係者以外が閲覧等できないように措置を講ずることとする。

ウ 執務中は机上に放置しない等関係者以外の者が容易に閲覧等できないよう配慮するとともに、鍵のかかるロッカー等で保管することとする。

二 パスワード設定する等の措置を講じずに個人情報を含まない書類等を電子メールで送付する場合は、送付前に必ず、個人情報が記載されていないことを作成者を含む2名以上の職員で確認することとする。

三 前2号のほか、相談機関等は、取り扱う個人情報の範囲を支援業務の内容に照らして必要かつ最小限とするなど、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることとする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 この要綱による事務に関して知り得た個人情報を、法令で認められる場合を除き、当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(事故発生時における報告)

第6 この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに県交通・地域社会部地域生活文化課に報告し、その指示に従うものとする。

相談受理票(兼 情報提供票)

受理機関名	
受理者職氏名	

受理日等		年 月 日 () : ~ :		☐ 電話 ☐ 面接 ☐ 訪問 ☐ メール ☐ FAX		
相談者	フリガナ 氏名:		生年月日		歳 ☐ 男 ☐ 女 ☐ その他	
	住所:		電話	FAX		
			メール			
	職業等:		確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ 保険証 ☐ その他()			
☐ 本人 ☐ 家族・遺族(続柄) ☐ その他() ☐ 関係機関(名称: 職名等:) ☐ 不明						
被害者	フリガナ 氏名:		生年月日		歳 ☐ 男 ☐ 女 ☐ その他	
	住所:		電話	FAX		
			メール			
職業等:						
その他の情報	(家族構成・制度利用状況等)					
被害状況	種別	☐ 殺人 ☐ 強盗致死傷 ☐ 逮捕・監禁 ☐ 略取・誘拐 ☐ DV・ストーカー ☐ 傷害致死 ☐ 傷害(全治 月) ☐ 性暴力() ☐ 児童虐待 ☐ 財産犯罪 ☐ 交通犯罪() ☐ その他()				
	発生日	年 月 日		発生場所		
	被害届	☐ 提出済み(受理警察署: 受理番号: 提出日: 年 月 日) ☐ 未提出 ☐ 不明				
	加害者	☐ 特定 (氏名: 関係性: ☐ 家族・親族 ☐ 知人 ☐ その他) ☐ 非特定				
	刑事手続	逮捕: ☐ 済(年 月 日) ☐ 未 送致: ☐ 済(年 月 日) ☐ 未 起訴: ☐ 済(年 月 日) ☐ 未 その他()				
	被害の概況					
	心身の状態	☐ 入院中 ☐ 通院中 ☐ 終止 後遺症: ☐ 有 ☐ 無 (具体的状態)				

(裏面)

相談内容			
これまでに受けた支援	☐ 有 → ☐ 警察被害者支援室の支援員 () ☐ 警察部内カウンセラー () ☐ 警察の公費負担制度 () ☐ 無 ☐ 民間被害者支援団体による支援 () ☐ 県の支援制度 () ☐ 市町村の支援制度 () ☐ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター () ☐ 法テラス () ☐ その他 () (特記事項)		
求めている支援	☐ 安全の確保 () ☐ マスコミ等個人情報保護 () ☐ 住居 () ☐ 心身の健康 () ☐ 後遺症 () ☐ 仕事・雇用・学校 () ☐ 家事・育児・介護 () ☐ 家族と家族関係 () ☐ 経済的支援 () ☐ 医療費・保険・年金 () ☐ 刑事手続 () ☐ 民事・損害賠償 () ☐ 刑事裁判 () ☐ その他 () (特記事項) 【情報伝達・共有の必要性】 コーディネーター: ☐ 有 ☐ 無 他機関等紹介等: ☐ 有 ☐ 無 自機関内の他部署等: ☐ 有 ☐ 無 (特記事項) 【自由記載欄】		
結果	☐ 終了 ☐ 継続	☐ 傾聴・情報収集・助言等 ☐ 電話・面談等の予約 (内容: 年 月 日 :) ☐ 自機関の支援制度調整・利用 (内容: 担当:) ☐ 情報提供 (内容: 担当:) ☐ 紹介・引継ぎ (年 月 日 紹介先機関: 担当:) ☐ 他機関等との連絡調整 (年 月 日 連絡先: 担当:) ☐ その他 ()	
相談経路	直接相談	☐ 広報媒体 () ☐ インターネット ☐ その他 ()	
	関係機関等から紹介	☐ 警察 () ☐ 地方公共団体 ()	
		☐ 民間支援団体 () ☐ その他関係機関等 ()	
	その他	☐ その他 () ☐ 不明 ☐ 再相談	
備考			

個人情報提供同意書

私は、（ ）が受けた犯罪被害に関し、青森県、青森県警察、公益社団法人あおり被害者支援センター、関係市町村その他の犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等による支援を受けるに当たり、

- ☐ 被害者及び家族等の氏名、住所、生年月日、連絡先
- ☐ 被害状況（発生日時・場所、被害の罪種、取扱い警察署等）
- ☐ 希望する支援制度・サービス

等の支援を受けるに当たって必要な情報（相談でお伺いしたこと）を、

- ☐ 青森県交通・地域社会部地域生活文化課
- ☐ 青森県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室
- ☐ 公益社団法人あおり被害者支援センター（犯罪被害者等支援コーディネーター）
- ☐ ●●市●●課
- ☐

へ提供することに同意します。

年 月 日

住 所 （〒 ）

連絡先

氏 名

※未成年の場合、保護者又は代理人の方も記名願います

氏 名

<電話による確認の場合>

（ ）に対し、上記のとおり個人情報の提供に関する説明を行い、関係機関・団体等への情報提供の同意を得た。

年 月 日 担当者：所属（ ）

氏名（ ）

犯罪被害者等支援調整会議開催申出書 兼 個人情報提供同意書

私は、青森県犯罪被害者等支援調整会議に関する説明を受け、（ ）が受けた犯罪被害に関し、当該会議を開催し、支援内容の協議を行うことに同意します。

また、協議を行うに当たり、

- ☐ 被害者及び家族等の氏名、住所、生年月日、連絡先
- ☐ 被害状況（発生日時・場所、被害の罪種、取扱い警察署等）
- ☐ 希望する支援制度・サービス

等の支援を受けるに当たって必要な情報（犯罪被害者等支援コーディネーターに相談した内容）を、

青森県犯罪被害者等支援調整会議に参加する機関・団体等

- ☐ 青森県の関係課（係）
- ☐ 青森県警察本部の関係課（署）
- ☐ 公益社団法人あおもり被害者支援センター
- ☐ ●●市の関係課（係）
- ☐ その他の犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等
（ ）

で共有することについて同意します。

年 月 日

住 所 （〒 ー ）

連絡先

氏 名

※未成年の場合、保護者又は代理人の方も記名願います

氏 名

<電話による確認の場合>

（ ）に対し、青森県犯罪被害者等支援調整会議の開催に関する説明を行い、上記のとおり開催に当たっての参加機関・団体等との情報の共有及び支援内容の協議についての同意を得た。

年 月 日 担当者：所属（ ）

氏名（ ）

青森県における多機関ワンストップサービスの仕組み

